新宿区保育業務支援システム導入構築及び保守業務委託プロポーザル募集要項

**１　プロポーザルの趣旨**

本業務委託においては、民間事業者のノウハウと創意工夫を最大限に活かすことが有効であることから、業務内容についての技術提案を求めるプロポーザルを実施する。

**２　用語の定義**

（１）区とは、新宿区をいう。

（２）参加予定者とは、「新宿区保育業務支援システム導入構築及び保守業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書（第１号様式）を提出した者をいう。

（３）参加者とは、企画提案書等を提出した者をいう。

（４）事務局とは、保育課運営係をいう。

**３　参加資格**

参加予定者がプロポーザルに参加するための資格は、以下の全てを満たすことと

する。

なお、基準日については、公募開始の日とする。公募開始は、本募集要項を、区公式ホームページに掲出し、公表した日（令和6年4月1日（月））とする。

また、契約時までに以下の応募資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとする。

（１）業務責任者がシステムインテグレーションに関する基本的な知識を有すること。

（２）令和5年度を含む直近3年度に、地方公共団体におけるシステム等の導入実績があること。

（３）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項に規定する欠格事項に該当しないこと。

（４）従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。

（５）金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。

（６）会社更生法（平成14年法律第154号）の適応を申請した者にあっては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。

（７）民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあっては、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。

（８）新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成13年10月1日13新総財第550号）に基づく指名停止を受けていないこと。

（９）新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月3日23新総契契第2218号）別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。

（１０）東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、新宿区の物品買入れ等競争入札参加資格を取得していること。

（１１）前号の規定を満たしていない場合は、直近３事業年度分の会社法に基づき作成する計算書類に加えて、登記簿謄本及び納税証明書（取得できる直近３年度分）を提出することでこれに変えることができる。

**４　参加手続き**

（１）プロポーザルの参加を希望する者は、以下の書類を令和6年4月15日（月）午後５時までに事務局へ提出すること。なお、提出物の返却はおこなわない。

・新宿区保育業務支援システム導入構築及び保守業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書（第１号様式）

・会社概要（様式は問わず、通常の広報で使用しているものでよい。）

・東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、新宿区の物品買入れ等競争入札参加資格の写し（３　参加資格（１１）の資料でも可）

（２）提出方法は郵送又は持参とし、持参による場合はあらかじめ来庁日時を事務局へ連絡するものとする。なお、郵送により提出する場合は、前項に定める期限までに必着とする。

**５　参加の辞退**

（１）プロポーザルでは、事業者の選定があるまでの間、参加を辞退することができる。辞退する場合は、「新宿区保育業務支援システム導入構築及び保守業務委託に係るプロポーザル参加辞退書」（第３号様式）を事務局へ提出すること。

（２）提出方法は郵送又は持参とし、持参による場合はあらかじめ来庁日時を事務局へ連絡するものとする。

**６　質疑・回答**

（１）参加予定者の質疑

参加予定者は、プロポーザルに関して質疑を行うことができる。質疑にあたっては、「新宿区保育業務支援システム導入構築及び保守業務委託に係るプロポーザルに関する質問書」（第４号様式）を以下のとおり提出する。

・提出期限：令和6年4月8日（月）午後5時

・提出方法：メール又はファクシミリによる送信とする。

メールアドレス　　hoiku@city.shinjuku.lg.jp

ファクシミリ番号　03-3209-2795

（２）質疑に対する回答

回答は参加予定者全員に対して、令和6年4月10日（水）までに電子メールにより行う。なお、電子メールを受信した際は、受信確認の電子メールを発信元に返信すること。

**７　契約内容**

（１）契約期間 　令和6年8月1日から令和7年3月31日まで

システム利用期間は令和6年12月1日からとし、令和6年8月1日から令和6年11月30日は導入準備期間とする。また、新宿区においてシステムの稼働状況が良好と認められる場合は、令和11年11月30日まで（システム稼働から5年間（60か月））を限度とした随意契約の締結を可能とする。

（２）委託契約上限額　　令和6年度上限額：税込み3,410,000円

※ただし、プロポーザルにおける価格評価は、前項（１）記載の履行期間内の価格総額で実施する。

（３）委託内容

別紙　新宿区保育業務支援システム導入構築及び保守業務委託仕様書のとおりとする。

※端末の導入については、委託候補者選定後にシステムに併せて端末の仕様を調整し、別途入札を行う予定。

**８　企画提案書等の作成及び提出方法**

（１）作成概要

「新宿区保育業務支援システム導入構築及び保守業務委託仕様書（見積用）」を参考にし、本業務の趣旨及び区が求める内容を理解したうえで、的確かつ簡潔に記載すること。

（２）レイアウト、体裁等

ア　用紙はA4縦・両面印刷、文字は横書き・10.5ポイント程度とし、写真や図表の挿入は可とする。ただし、機能要件一覧についてのみ、用紙をA3縦・片面印刷とし、片袖折り（Z折り）によりA4サイズに合わせたうえで綴じ込むこと。

イ　自由記述の質問項目に対する提案については、レイアウト・ページ数は自由とする。ただし、簡潔な記載を心がけること。

ウ　仕上げは、ステープル等による長辺綴じとし、フラットファイル等のファイル類は使用しないこと。

（３）提出方法

令和6年4月19日（金）までに、事務局へ8部を郵送又は持参により提出すること。なお、郵送の場合は必着とする。

（４）その他

ア　企画提案書及び区の求めがあった資料以外の資料は、受け付けない。

イ　上記（２）に定める事項から逸脱した企画提案書ついては、選定委員会の評価において減点の対象となる場合がある。

ウ　上記４（１）に定める書類が提出された場合であっても、提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

**９　企画提案の評価（選定）方法**

　新宿区保育業務支援システム導入構築及び保守業務委託に係る業者選定委員会が、以下のとおり選定を行う。

（１）第１段階評価（第１次選定）

企画提案書をもとに評価し、上位の３者（企画提案書の提出者が３者に満たない場合は全者）を、第２段階評価を行う事業者として選定する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、提出者が３者に満たない場合であっても、第２段階評価を行う事業者として選定しない。

ア　提出した令和6年度の見積金額が、７（２）の上限額を超過している場合

イ　評価点が満点の60％に満たない場合

ウ　機能要件一覧における要求レベルＡの必須機能について、対応不可の回答があった場合

なお、評価結果については、第１段階評価終了後、参加者に対して電子メールにより通知する。電子メールを受信した際は、受信確認の電子メールを発信元に返信すること。

（２）第２段階評価（第２次選定）

第２段階評価を行う事業者を対象に、指定する日時及び場所において、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。日程は、令和6年6月12日（水）に予定しているが、変更となる場合がある。

プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、業務責任者及び導入支援担当者を含む最大３名以内とする。また、プレゼンテーション及びヒアリングへの端末の持ち込み・使用も時間内であれば可能とする。

なお、第１段階評価終了後に第２段階評価参加者に対して質疑及び要望事項を通知し、ヒアリングの際に回答を求めることがある。

（３）評価基準



（４）受託候補者の選定

　　　　見積書の金額が委託契約上限額以下である事業者のうち、第１段階評価及び第２段階評価の合計評価点の最高点者を受託候補者として選定する。

**10　スケジュール（予定）**

|  |  |
| --- | --- |
| （１）募集要項の配布 | 令和6年4月1日（月） |
| （２）参加申請書の受付 | 令和6年4月15日（月）午後５時まで |
| （３）質問書の受付 | 令和6年4月8日（月）午後５時まで |
| （４）企画提案書等の受付 | 令和6年4月19日（金）午後５時まで |
| （５）第１次選定 | 令和6年5月17日（金） |
| （６）第１次選定結果の通知 | 令和6年5月24日（金）頃 |
| （７）第２次選定 | 令和6年6月12日（水） |
| （８）第２次選定結果の通知 | 令和6年6月28日（金）頃 |

**11　留意事項**

（１）提出物の取扱い

企画提案書等の提出物については、区の所有物として区が保管、管理又は廃棄し、参加者へは返却しない。参加者は著作権法に規定された著作権者としての権利を主張しないものとし、企画提案書等の提出物は理由の如何にかかわらず返却しない。

（２）本件プロポーザルは、業務の受託候補者を選定するため行うものであり、契約の決定は別途行う。

（３）契約にあたっては、採用された企画提案書の内容について、区は受託者と協議のうえ、変更することができるものとする。

（４）参加経費等

プロポーザルの参加に要する経費は、参加者及び参加予定者が負担するものとし、区はいかなる経費も負担しない。

（５）適正な手続きの順守

申請書類の虚偽記載の場合、無効とする。また、新宿区保育業務支援システム導入構築及び保守業務委託に係る業者選定委員との接触を禁ずるものとし、違反した場合には評価対象から除外する。

**12　各種書類の提出先及び問合せ先**

　　　東京都新宿区歌舞伎町1-4-1

新宿区子ども家庭部保育課運営係（プロポーザル事務局）

電話：03-5273-4525

ＦＡＸ：03-3209-2795

ＭＡＩＬ：hoiku@city.shinjuku.lg.jp